

長田フィッシャリーナ浮桟橋の係留に伴う利用条件及び遵守事項

1 係留可能な船舶

(1) 以下の基準を満たし、管理者の許可を受けたプレジャーボート、ヨットとする（水上バイクを除く）。

	船長	船幅	喫水
小型船用浮桟橋 (係留可能隻数：16隻)	6.0m未満	2.6m未満	1.1m未満
大型船用浮桟橋 (係留可能隻数：56隻)	9.0m未満	3.6m未満	

※船長・船幅は、日本小型船舶検査機構が交付した船舶検査証書、または小型船舶登録事項通知書に記載されている長さをいう。

※喫水は、船舶の喫水線から船体（キールを含める）の一番下までの垂直距離をいい、小型船舶登録事項通知書に記載されている船舶の深さと同一ではない。

※ヨットの場合は喫水の確認できるものを添付すること。

(2) 日本小型船舶検査機構の検査を受けた船舶であること。

2 申請者及び申請書類

(1) 申請者

ア 申請者は船舶所有者とする。

※船舶所有者とは、船舶検査証書の「船舶所有者」欄に記載された者。

イ 船舶が法人の所有である場合の申請者は、その法人の代表者。

ウ 船舶の所有者が複数である場合は、その代表者を申請者とする。

(2) 申請書類

ア 使用許可申請書

イ 船舶検査証書の写し

ウ 船舶登録事項通知書の写し

エ 住民票の写し（市内に居住する者に限る。法人の場合は事業所が市内に存することを証明する書類）

オ 喫水の確認できるもの（ヨットの場合のみ）

3 使用料

(1) 使用料は、周南市フィッシャリーナ条例の規定による。

(2) 使用料は、原則前納とする。指定する期日までに使用料を納付しない場合は、許可を取り消す場合がある。

(3) 使用料が未納の者から継続使用の申請があった場合は、特別な理由が認められる場合を除きこれを受理しない。

4 遵守事項

(1) 船舶を係留するにあたり遵守すること

- ア 係留施設への鉛等の打ち付けや構造物等の設置の禁止
- イ 係留施設への運搬車（台車）及びポリタンク等の放置の禁止
- ウ 許可指定場所以外での係留の禁止（管理者が特に指示した場合を除く）
- エ 係留施設を毀損した場合の報告
- オ 安全上施設の使用時間帯は日の出から日没とし、原則、夜間は使用禁止

(2) 船舶運航上の遵守事項

- ア 船舶の運転者は、小型船舶操縦士の免許所持者であること。
- イ 港内での徐行運転（3ノット以下）
- ウ 海上安全指導員の活動による指導の遵守

(3) その他遵守事項

- ア 周辺施設での船舶放置及び構造物等の建設・設置の禁止
- イ スピーカー、ラジオ等の騒音による迷惑行為の禁止
- ウ 油、ゴミ等の投棄の禁止

5 船体管理について

- (1) 船体管理は船舶所有者が責任をもって行うこと。これに伴い特に下記の内容に注意すること。
- ア 施設の瑕疵によらない船舶の滅失、毀損及び盜難
 - イ 波浪・高潮・津波・台風等非常時における対応
 - ウ 船体保険・賠償責任保険等への加入

6 その他

- (1) 船舶を変更した場合に船長等が係留場所の規定のサイズを超える場合は元の場所には係留できない。
- (2) 更新申請及び船舶を変更した場合は、使用許可申請書により新規と同じ手続きとする。なお、更新の場合は許可期間満了の日の20日前までに手続きを行うこと。
- (3) 施設の利用をやめる場合は、やめる日から10日以内に使用廃止届を提出すること。
- (4) 申請・許可内容と異なった施設利用が判明した場合のほか、遵守事項、法令等に違反する行為をする場合は許可を取り消すことがある。
- (5) 使用許可期間は、最長で毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。継続使用申請がない場合は許可期間が満了次第、係留が出来なくなる。
- (6) 継続使用の申請の際、住所（市内在住）に変更がないことが確認できる場合は、住民票の添付を省略することができる。
その他、特に必要と認める書類の添付を求める場合がある。
- (7) 係留中の船舶について、施設の管理上必要がある場合は、使用を許可した係留施設場所の変更や、一時的な船舶の移動を求めることがある。また、施設や係留船舶の安全確保のため、緊急時その他やむを得ない場合には、乗船する場合がある。
- (8) 上記のほか、周南市フィッシャリーナ条例、同規則並びに別に定める施設利用に関する諸規程を遵守すること。